

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び神奈川県国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、大井町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定により、県国民保護計画に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態における対処

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、町民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の町民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、町民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、町民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、町民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

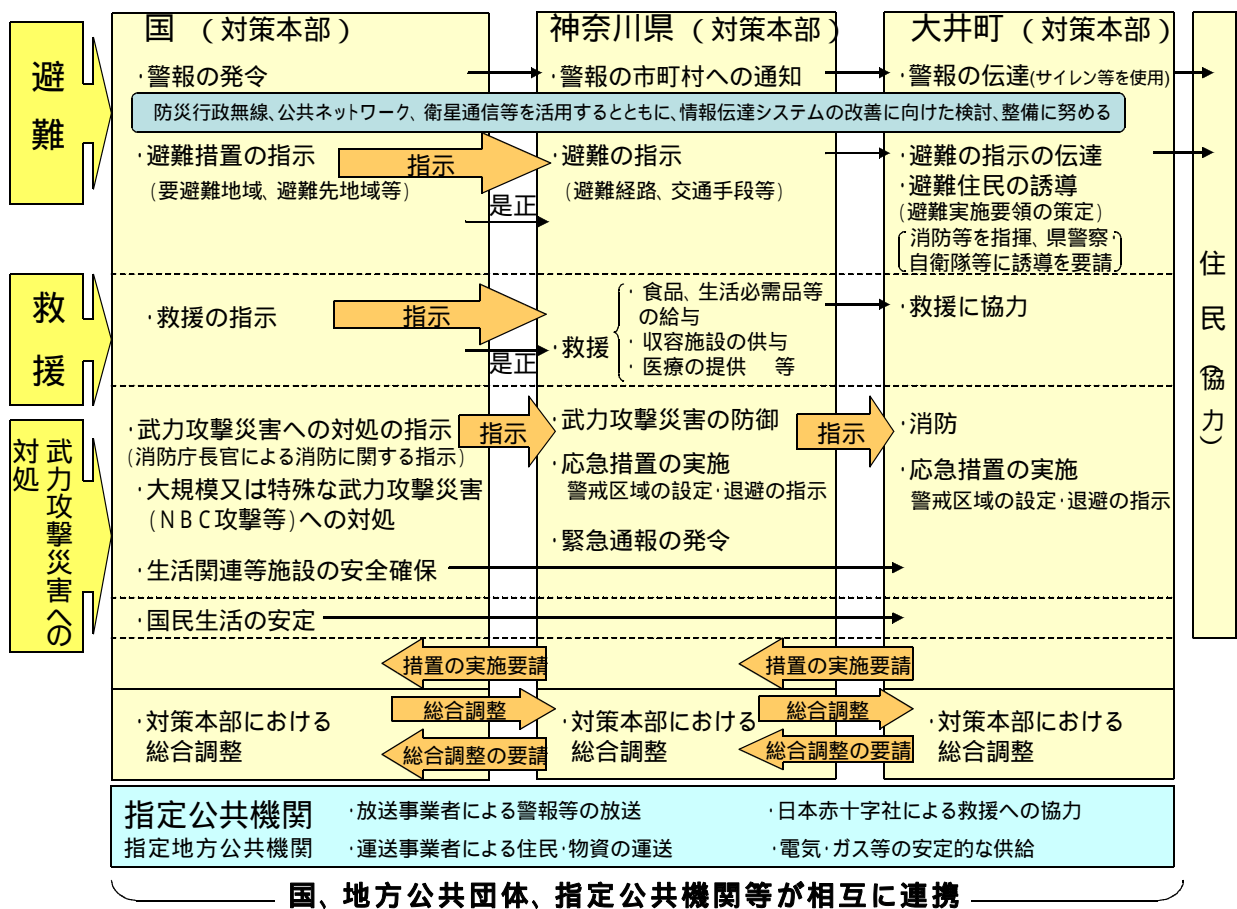
また、町は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 国民保護措置の全体のしくみ、町の事務

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

(1) 国民保護措置の全体のしくみ

国民の保護に関する措置の仕組み



(2) 町の事務

- 1 町国民保護計画の作成
- 2 町国民保護協議会の設置、運営
- 3 町国民保護対策本部及び町緊急処理事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施

- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

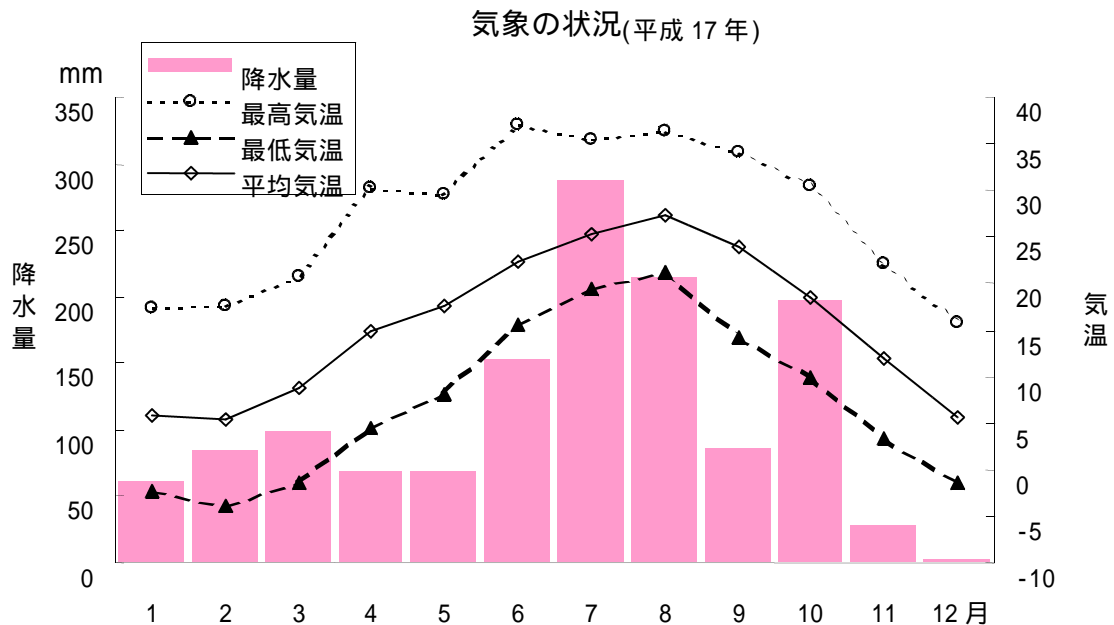
(1) 地形

本町は、西部が開けて平地をなし、東部は丘陵が起伏しており、また、北は松田町を経て丹沢山塊に、西は酒匂川を隔てて箱根連山に取り囲まれ、東は大磯丘陵を背後に受け、南は小田原市を経て相模湾に達している。

(2) 気象

気候は全地域を通じて大差はなく、冬季においても寒冷な北風はほぼ防がれ、年間を通して寒暖の差が少なく、地域全体が良好な気象条件に恵まれており、年間平均気温は約16℃、平均実効湿度は72%、年間降水量は1,360mm程度となっている。

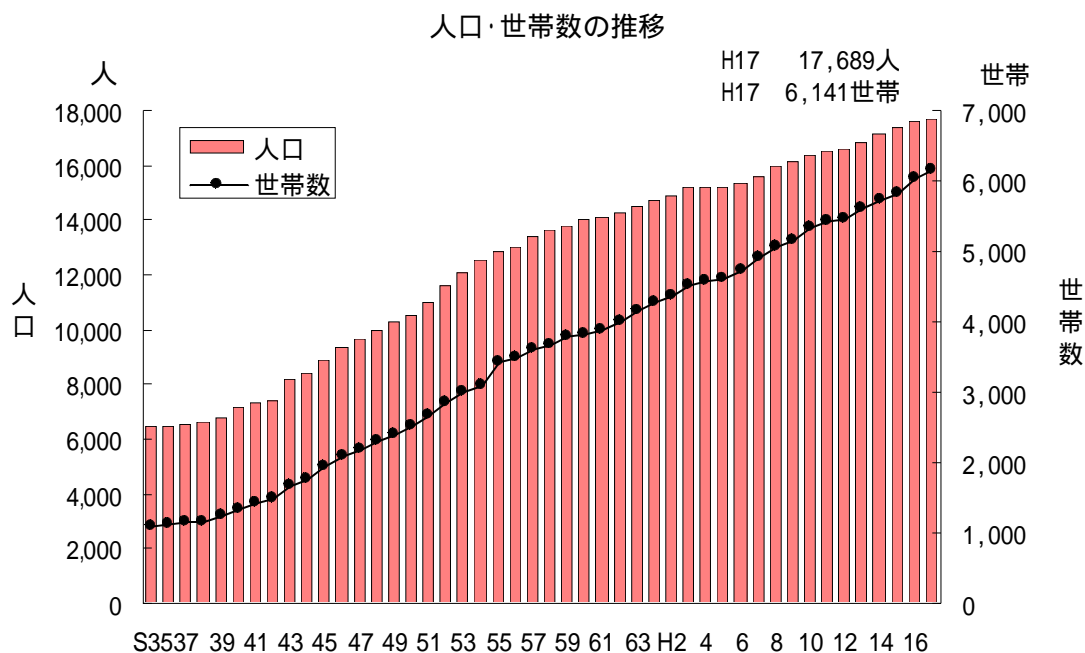
平成17年度中における気象警報は18回(内訳は、洪水9回、大雨9回、暴風2回)、注意報は290回発表されている。(いずれも足柄消防組合消防本部「2005消防年報」より)。



資料：防災安全室
(町雨量計、消防年報)

(3) 人口・世帯

人口・世帯数は増加を続けており、平成18年10月1日現在で17,527人、5,950世帯、1世帯あたり人員は2.95人で、核家族や単身世帯の増加により世帯規模は縮小しており、災害時には、特にひとり暮らしの高齢者などの安全対策の向上を図る必要がある。



注：各年10月1日現在

資料：企画財政課

一般世帯の構成(実数) 単位：世帯

区 分	大井町		神奈川県
	平成2年	平成12年	平成12年
核家族世帯	2,712	3,490	2,058,621
夫婦のみ	482	935	624,615
夫婦と子ども	2,026	2,190	1,193,920
ひとり親と子ども	204	365	240,086
男親と子ども	31	67	40,573
女親と子ども	173	298	199,513
三世代家族等	906	940	261,669
非親族世帯	7	20	17,737
単身世帯	716	1,018	980,305
合 計	4,341	5,468	3,318,332

注：一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯

資料：国勢調査

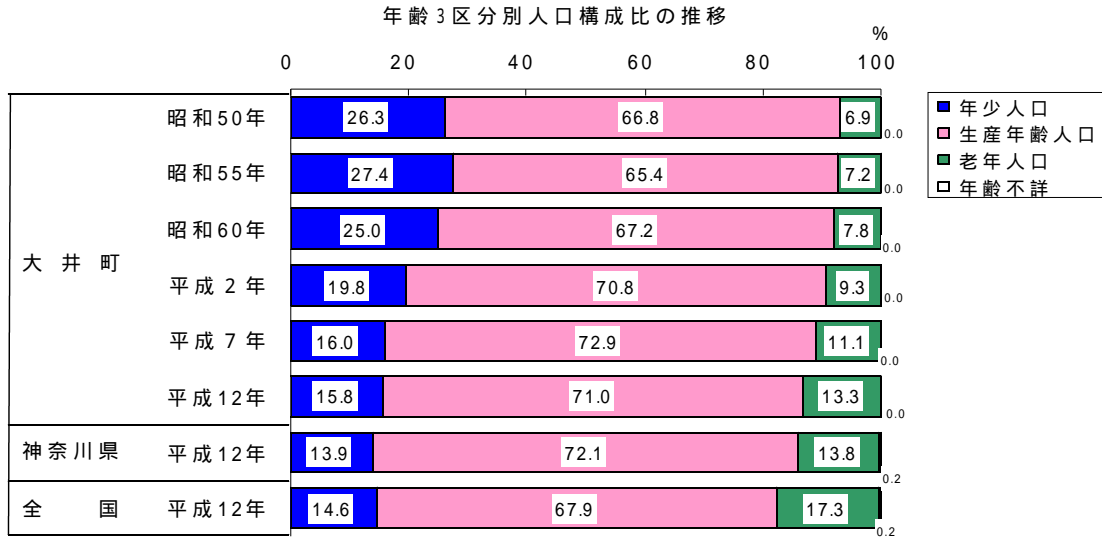
一般世帯の構成(構成比) 単位：%

区 分	大井町		神奈川県
	平成2年	平成12年	平成12年
核家族世帯	62.5	63.8	62.0
夫婦のみ	11.1	17.1	18.8
夫婦と子ども	46.7	40.1	36.0
ひとり親と子ども	4.7	6.7	7.2
男親と子ども	0.7	1.2	1.2
女親と子ども	4.0	5.4	6.0
三世代家族等	20.9	17.2	7.9
非親族世帯	0.2	0.4	0.5
単身世帯	16.5	18.6	29.5
合 計	100.0	100.0	100.0

注：一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯

資料：国勢調査

人口の年齢構成は、高齢化率は神奈川県、全国と比べ低いものの、少子高齢化の動きが進んでいる。



注：各年10月1日現在

資料：国勢調査

(4) 土地利用

土地利用の状況は、農用地、森林がそれぞれ約4分の1、これに水面・河川・水路を加えると、全体の半数強が自然的な土地利用となっている。一方、宅地が17.9%、道路が8.7%、その他(公共施設等)18.8%となっている。

町全域が都市計画区域に指定され、市街化区域325ha(全体の22.6%)、市街化調整区域が1,116ha(全体の77.4%)であり、市街化区域の中の用途地域は、第一種中高層住居専用地域など住居系の用途が多くなっている。

利用区分別土地利用の状況

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
総面積	1,441	100.0
農用地	363	25.2
田	125	8.7
畑	238	16.5
森林	353	24.5
水面・河川・水路	71	4.9
水面	0	0.0
河川	65	4.5
水路	6	0.4
道路	125	8.7
一般道路	113	7.8
農道	12	0.8
林道	0	0.0
宅地	258	17.9
住宅地	162	11.2
工業用地	9	0.6
その他の宅地	87	6.0
その他	271	18.8

資料：神奈川県土地水資源対策課「土地利用現況把握調査」(平成13年度)

都市計画用途地域指定の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	57	17.6
第二種低層住居専用地域	-	-
第一種中高層住居専用地域	153	47.1
第二種中高層住居専用地域	36	11.1
第一種住居地域	30	9.2
第二種住居地域	-	-
準住居地域	30	9.2
近隣商業地域	3	0.9
商業地域	-	-
準工業地域	16	4.9
工業地域	0	0.0
工業専用地域	0	0.0
計	325	100.0
市街化調整区域	1,116	
合計	1,441	

資料：都市整備課

(5) 道路・交通

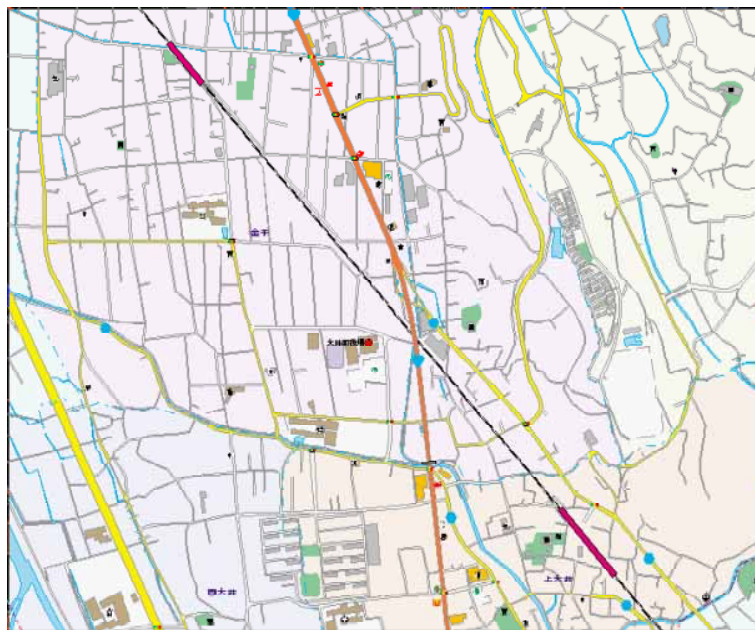
道路・交通は、東名高速自動車道が東西に走り、町内には大井松田インターチェンジがあり、また、国道1路線、県道5路線、町道が整備されている。

鉄道はJR東海御殿場線が南北に通る、町内には相模金子駅、上大井駅の2駅がある。

大井松田インターチェンジ付近



御殿場線駅及び国道付近



第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- 着上陸侵攻
- ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- 原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
- 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

第6章 町地域防災計画等との関係

1 対象とする事態の相違

町国民保護計画は、基本指針において想定されている前章で示した武力攻撃事態等に対処するためのものである。

これに対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成されている大井町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という）は、災害対策基本法第2条第1号に定める、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害に対処するものである。

2 町地域防災計画の活用

前項に示すように町国民保護計画と町地域防災計画とでは、法体系及び災害の発生原因は異なるものの、その災害の状態及び災害への対処には類似性がある。

また、町地域防災計画に基づく防災のための体制、物資、資機材等について共通するものが多いことから、相互に連携し、活用する。